



長崎県諫早市小長井町フルーツバス停

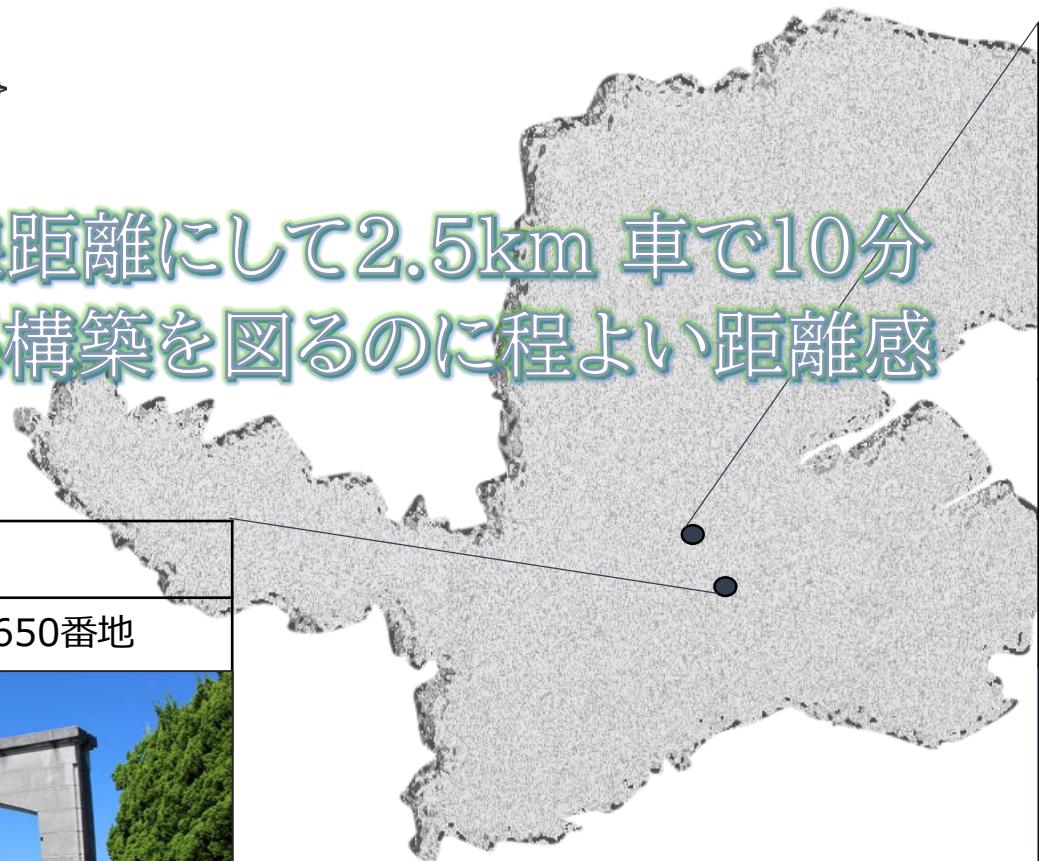
地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会
再犯防止の取り組みについて

2025年1月16日(木) 諫早市こども福祉部障害福祉課

諫早市の概要及び長崎刑務所との位置関係



直線距離にして2.5km 車で10分
関係構築を図るのに程よい距離感



| | |
|----------------|--|
| 諫早市(諫早市役所) | |
| 所在 | 長崎県諫早市東小路町7番1号 |
| 人口 | 131,174名(R6.12.1推計人口) |
| 面積 | 341.79平方キロメートル |
| 施行 | 平成17年3月1日 ※1市5町が合併 |
| 産業 経済 など | 古くから、県下最大の穀倉地帯として栄え、6か所の産業団地を中心に、製造品出荷額等は県内第2位。JR、島原鉄道、長崎自動車道が通り、交通の要衝として、市内外、県外へのアクセスも良好。 |



諫早市再犯防止推進計画(諫早市地域福祉計画中に包含)



第4章 地域福祉推進のための施策の展開

基本施策8 再犯防止の支援

諫早市再犯防止推進計画について

[1] 再犯防止推進計画の背景と趣旨

平成14年度以降、刑法犯の認知件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となっています。国においては、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）を制定、平成29年に同法第7条第1項に基づく「再犯防止推進計画」を開議決定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

長崎県においては、令和3年に国の再犯防止推進計画を勘案し「長崎県再犯防止推進計画」を策定・取組みを進めています。

本市においては、「社会を明るくする運動」の諫早市決起大会の開催や、諫早地区保護司会はじめ関係団体と連携し、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため啓発活動等を行っていますが、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について、長崎県の方針を踏まえ連携を取りながら、安全で安心して暮らせる環境づくりを図ることが重要です。

これらのこと들을踏まえ、本市においても、再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく市町村計画として、本計画に包含し策定します。

[2] 計画期間

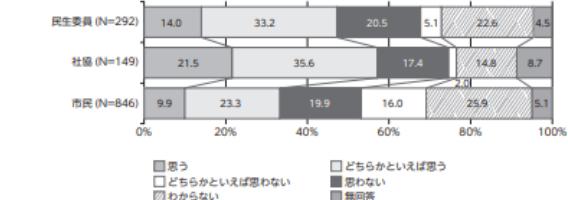
諫早市再犯防止推進計画の計画期間は、本計画に合わせて、令和4年度から令和8年度（2022年度～2026年度）までの5年間とします。

[3] アンケート調査等からみえる課題

犯罪をした人の中には、仕事や住まいがない、高齢で身寄りがない、疾病や障害がある、生活困窮者など、地域社会で安定した生活をする上で、様々な課題を抱えている人が多く存在するといわれています。また、このような課題を抱えているため、支援が十分に行き届かず、再犯につながる場合があることが指摘されています。

アンケート調査結果をみると、市民のうち3人に1人は、犯罪をした人の立ち直りに協力したい（33.2%）と回答しており、民生委員・児童委員（47.2%）、地区社会福祉協議会関係者（57.1%）では、立ち直りに協力したい人が半数近くを占めている状況です。

◆犯罪をした人の立ち直りに協力したいか



[4] 施策の方針

関係機関・団体等と連携して、再犯防止に向けた推進施策に取り組むとともに、犯罪をした人等や保護司等の支援者に必要な情報を提供し、社会復帰に向けた支援活動や広報・啓発活動を推進します。

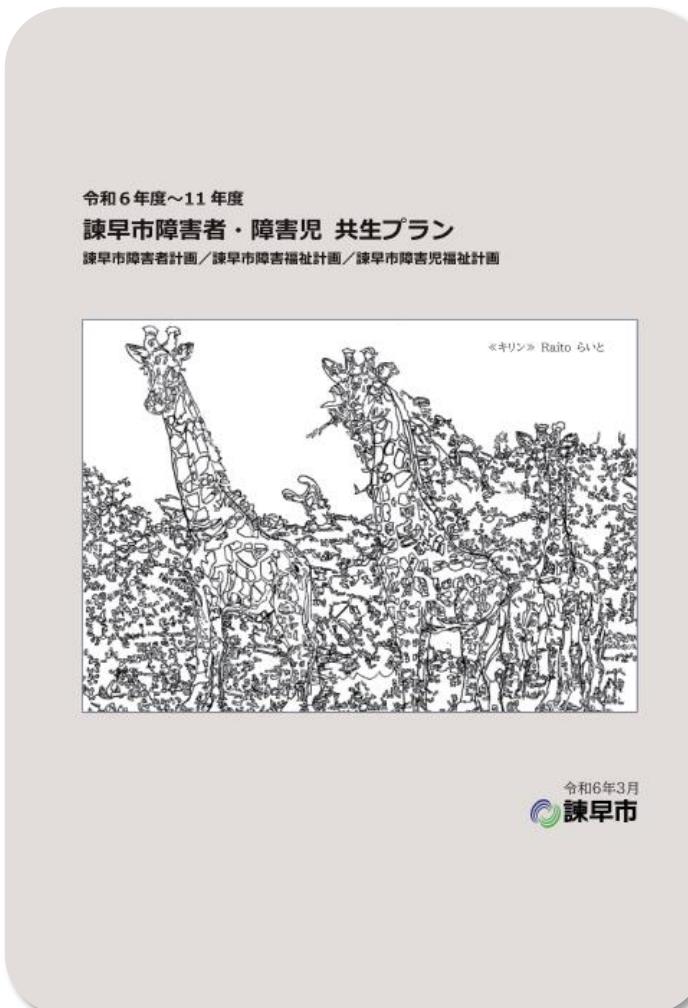
▶市が取り組むこと

- ア 関係機関・団体等との連携強化
 - ・関係機関との連携により高齢又は障害のある被収容者の円滑な社会復帰に向けた支援
- イ 保健医療・福祉サービスの利用促進
 - ・必要な保健医療・福祉サービスを利用できる手続きの円滑な実施
 - ウ 民間の協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進
 - ・「社会を明るくする運動」の推進
 - ・更生保護団体に対する活動支援

▶地域でできること

- 更生保護ボランティア活動を支援しましょう。
- 立ち直ろうとする更生保護活動に同心をもってみましょう。
- 刑務所作業製品を購入してみましょう。

諫早市障害者・障害児共生プラン



基本施策3 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなくみづくりをめざします。

(1) 障害に対する理解促進

(現状と課題)

障害者施策を推進するためには、行政機関や障害者支援団体、事業者等の取組や障害のある人を取り巻く環境や関連する制度などが広く周知され、市民の理解を得ながら進めいくことが重要です。

これまで市民参加型イベントとして「いはや障害者福祉大会」や「ふれあいと交流のつどい」を開催してきましたが、今後も障害及び障害のある人に対する理解を深めるため、より効果的な啓発の方法についても検討し促進を図っていく必要があります。

(今後の取組)

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 障害理解のための啓発・広報活動 | 広報誌、その他のパンフレット、ホームページ、SNS等を活用し、障害理解のための継続的な啓発・広報活動に努めます。 |
| 2 | 出前講座等の実施 | 多様な障害の特性について、関係機関や障害者団体と連携し、講演会や研修会、出前講座などを実施し、正しい知識の普及を図ります。 |
| 3 | 市民参加型イベントの充実 | 障害のある人もない人も共に参加する市民参加型イベントの充実に努めます。 |
| 4 | バリアフリー施設の情報提供 | 障害のある人が気軽に利用できる、バリアフリーが整備された施設等の情報提供を行います。 |
| 5 | 補助犬の普及・啓発 | 補助犬に対する理解を深めるため、啓発及び普及に向けた取組を行います。 |
| 6 | ヘルプマークの普及・啓発 | ヘルプマークなど障害に対する理解を深めるため、県と連携しながら啓発及び普及に向けた取組を行います。 |
| 7 | 手話の理解促進及び普及推進 | 諫早市手話施策推進方針に基づき、市民及び事業者等への手話に対する理解促進及び普及を推進していくため、手話を親しみ、手話を学ぶ環境づくりに努めます。 |
| 8 | 児童生徒の障害理解 | いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通して障害に対する一層の理解促進を図ります。(←この点が問題) |
| 9 | 知的障害受刑者の支援 | 長崎刑務所等の関係機関、団体等と連携して、知的障害受刑者の再犯防止と社会復帰の促進を支援します。 |

29

| | | |
|---|--------------------|--|
| 3 | 手話等のボランティア活動紹介 | 手話、点字、音声訳、要約筆記等のボランティア活動の紹介を行います。 |
| 4 | 市民のボランティア参加 | イベントに体験参加型ボランティアを募る等、ボランティアに興味のある市民の気軽な参加機会づくりをすすめます。 |
| 5 | ボランティア団体間のネットワーク構築 | 障害のある人の特性を理解したボランティアの育成に努め、諫早市ボランティアセンターと連携を図りながら、ボランティア団体間のネットワークづくりを行います。 |
| 6 | ボランティア活動に対する理解促進 | 児童生徒や地域住民等の障害を対象とするボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。 |
| 7 | 手話奉仕員の確保 | 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修の充実を図り、技術の向上と奉仕員の確保に努めます。 |
| 8 | こどもの対応手話教育の推進 | 関係機関、団体と協力して、こどもの対応手話教育の推進を図るために方策を検討します。 |

(4) 防犯・防災体制の確立

① 地域の福祉防犯・防災ネットワークの確立

(現状と課題)

知的障害等の特性のある人が犯罪被害や消費者被害に遭ったり、トラブルに巻き込まれるケースが後を絶ちません。

また、障害により、自力での十分な備えや速やかな避難ができず、災害発生時に逃げ遅れる等の困難を抱えています。

防犯や防災への取組みについては、地域住民が一体となって行う必要があり、地域における障害のある人に対する支援を行うために様々な関係機関が連携を図る必要があります。

(今後の取組)

| No. | 取組名 | 内容 |
|-----|---------------|--|
| 1 | 緊急時の体制整備 | 警察や消防、民生委員・児童委員等との連携を図り、緊急時の体制づくりを行います。 |
| 2 | サポート体制づくりの研究 | 防犯や防災に対する地域でのサポート体制のあり方について研究します。 |
| 3 | 防犯啓発のための連絡会 | 障害のある人に対する暴力の予防と根絶に向けて、防犯啓発活動を行います。 |
| 4 | 累犯障害者への再犯防止支援 | 福祉的なアプローチにより、累犯障害者の再犯防止と社会復帰への支援を行なう取組に対する協力を行います。 |

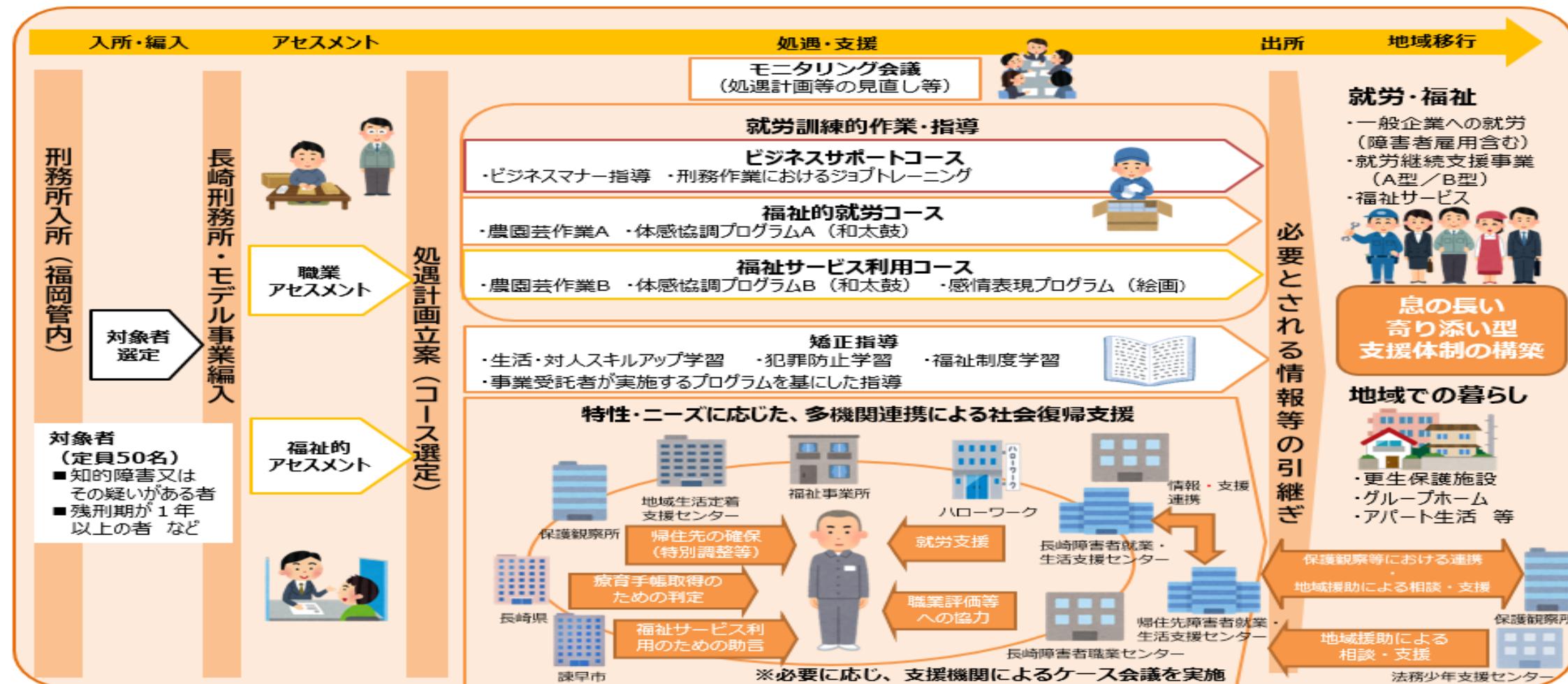
32

知的障害受刑者処遇・支援モデル事業における協定締結



長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の流れ

OK!



諫早市の再犯防止への取り組み (知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の協定締結前)

従前からの再犯防止策への取り組み

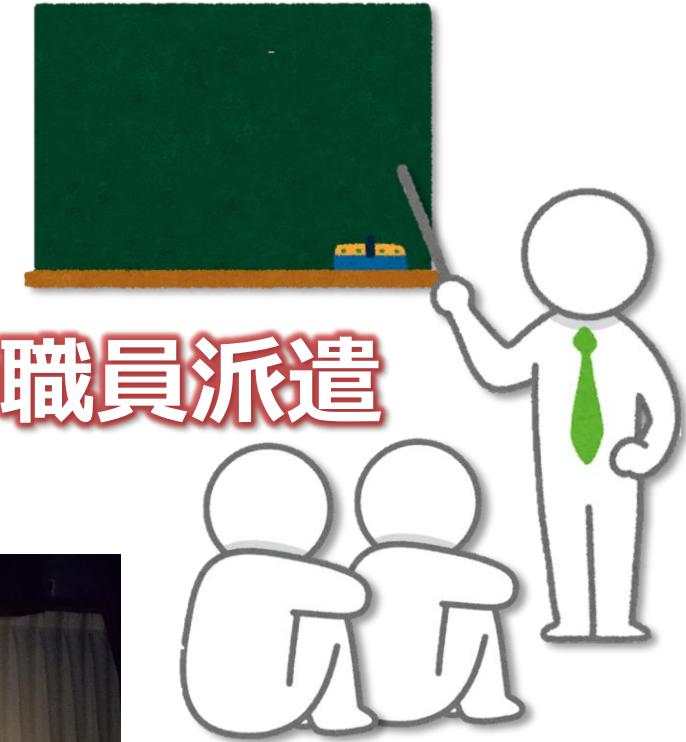
1 受刑者向け社会復帰準備指導への職員派遣



2 長崎刑務所の矯正展への協力



3 社会を明るくする運動の実施 など



諫早市の再犯防止への取り組み (知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の協定締結後)

諫早市  長崎刑務所  関係機関

再犯防止のための更なる取り組みの推進

- 1 知的障害受刑者処遇・支援モデル事業への協力
- 2 障害イベントにおける同モデル事業の啓発
- 3 受刑者理解のための出張ミニ矯正展の開催
- 4 社会貢献のための協定締結 (諫早市↔長崎刑務所)
- 5 再発防止をテーマとする研修会の実施 など

障害イベントにおけるモデル事業の啓発



障害のある人とないとの交流を通じて、障害や障害のある人への理解を深め、共に支え合う地域社会づくりと、障害のある人の社会参加を促進します。



諫早パラフェス ふれあいと交流のつどい



- ・ステージ
 - ・マルシェ
 - ・啓発イベント
- 組み合わせ



こども福祉部障害福祉課



バンド演奏やダンスステージのほか、ていねいに作られた手作り品、アクセサリーづくりなどのワークショップコーナーが、アエル栄町通りに立ち並びます。

諫早パラフェス2024における再犯防止の啓発活動



出張ミニ矯正展、社会貢献のための協定締結

社会を明るくする運動+ミニ矯正展(こども福祉部地域福祉課)



折り鶴に願いをプロジェクト(折り鶴に願いをプロジェクト実行委員会/企画財務部企画政策課)

平和へのメッセージ展示(企画財務部企画政策課)



※ 市→刑務所(労務提供)

折り鶴の連結(千羽鶴の制作)

受刑者の再犯防止をテーマとする勉強会

知的障害受刑者に対する個別の支援方策の協議検討

回 数) 2回

場 所) 諫早市役所 会議室 など

協議者) 長崎刑務所 社会復帰支援部門 職員

諫早市役所 こども福祉部 障害福祉課 職員

内 容) 療育手帳の取得に関すること

障害福祉サービスの利用に関すること

出所予定受刑者の支援(処遇)方針に関する意見交換

手続きの実態に関する情報交換 など

その他) 電話等による調整は隨時実施



写真はイメージ

令和6年度第5回 諫早市地域自立支援協議会 地域移行部会



日 時) ①令和 6 年8月8日(木)、②12月19日(木) ともに13:30~

場 所) 諫早市役所 本館8-1会議室

参加者) 地域定着支援センター、保健所、医療PSW、相談支援事業所管理者、社会福祉協議会 地域支援担当 ほか 全16名

テーマ) ①地域定着支援センターとの意見交換(再犯防止に関する研究)
②事例を踏まえての地域定着支援センターとの連携あり方研究

- ・地域生活定着支援事業の概要説明
- ・知的障害受刑者処遇・支援モデル事業の紹介
- ・参加者間の意見交換、・課題の洗い出し ・個別事例の研究
- ・問題意識の共有 など



写真はイメージ

諫早市の思い描く再犯防止の将来像

※諫早市障害者・障害児 共生プランからの抜粋

5 計画の期間

「計画策定における地方分権改革の推進について(R5.3.31閣議決定)」に基づき、各地方公共団体の作成する「障害者基本計画」、「障害者(児)福祉計画」の策定期間の弾力化が図られたことに伴い、評価及び見直しのための十分な期間を確保するため、本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とし、前半3か年を障害者計画及び(前期)障害福祉計画・障害児福祉計画、後半3か年を障害者計画及び(後期)障害福祉計画・障害児福祉計画として策定します。ただし、市民ニーズの多様化など社会環境の変化や報酬改定・制度改正の影響等を考慮して、必要に応じ計画の見直しを行います。



6 基本目標及び基本施策

本計画の上位計画である「諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)」に定める基本理念(*)の実現に向け、本計画における基本目標を次のように定めます。

基本目標

共に支え合う地域社会の実現へ
～誰一人取り残さない諫早のまちづくり～

障害のある人が、誰一人取り残されることなく、あらゆる社会活動に参加・参画することができるまちづくりに努め、障害のある人もない人もそれぞれの役割と責任を共に果たせる社会《共生のまち》の実現をめざします。

(*)「諫早市地域福祉計画(諫早市健康福祉総合計画)」に定める基本理念

市民一人ひとりが尊厳を保持し、支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくり～地域共生社会の実現を目指して～

基本目標の達成のため、次の施策を重点的に進めていきます。

基本施策1 シームレスな(切れ目のない)支援の展開

障害のある人が、それぞれのライフステージと地域で安心できる生活を営むために必要な支援制度の充実を図り、シームレスな(切れ目のない)支援の展開を図ります。

基本施策2 社会参加の促進

障害のある人が、自分にあった社会参加や就労の場を見つけて、その環境で力が発揮でき、生きがいや収入を得られる地域社会の構築をめざします。

基本施策3 支え合いのしくみづくり

障害のある人が、住み慣れた地域で、あたたかい支え合いのもと、安心して暮らせるようなしくみづくりをめざします。



共生社会の実現

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会

再犯防止の更なる向上

その他社会復帰支援関連事業

矯正部門

切れ目のない支援の展開

知的障害受刑者処遇・支援モデル事業



福祉サービスへの橋渡し

知的障害の早期発見

福 祉 部 門